

令和 3 年 8 月 2 日

株式会社三和

代表者 共田 義夫 様

大阪市水道局長

谷川 友彦

改良土製造工場の登録について（通知）

令和 3 年 3 月 1 7 日付けの改良土製造工場の登録申請につきまして、手続きが完了しましたので、次のとおり通知します。

記

- 1 登録期間 令和 3 年 1 0 月 1 日から令和 4 年 9 月 3 0 日
- 2 製造工場 工場名 株式会社三和
所在地 大阪市住之江区平林南 2 - 4 - 2 8
- 3 特記事項
 1. 本登録は、当局土木工事における改良土調達先を指定するものであり、貴社の改良土販売にあたっての品質保証、製品認証及び工場認証等を当局が行うものではない。
 2. 申請書類の内容に変更が生じたときは、「改良土製造工場の登録に関する施行の細目」（以下「施行の細目」と言う。）第 1 1 条の規定に従い、遅滞なく登録内容変更申請書を提出しなければならない。
 3. 改良土の製造を中止したとき、又は改良土登録工場の登録の辞退を希望するときは、施行の細目第 1 2 条の規定に従い、遅滞なく登録辞退願を提出しなければならない。
 4. 施行の細目第 1 3 条第 1 項の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことがある。
 5. 登録終了日以降の登録継続を希望する場合は、施行の細目第 1 0 条の規定に従い、登録終了日の当年の 6 月 3 0 日までに登録更新に係る書類を提出しなければならない。

※ 「改良土製造工場の登録に関する施行の細目」の掲載場所

水道局H. P (<http://www.city.osaka.lg.jp/suido/>) > 経営情報 > 条例・審査基準等 > その他の例規 > 改良土製造工場の登録に関する施行の細目

6. 次回登録更新手続きにおいて、基準不適合の各種試験結果を提出した場合、当局登録基準に適合する改良土を製造していないものと判断し、再試験及び再提出を認めず登録を取り消す。